

# フェンダーエクステンション

SUZUKI アルトワークス [HA36S]  
SUZUKI アルトターボRS [HA36S]



フェンダーアーチ部だけでなくHA36Sアルト独特のプレスライン部から装着することによりフェンダー部分はもとより車輛全体のイメージを一新します。

フェンダーエクステンションの装着により最大18mm車幅を拡大します。

フェンダーエクステンションは国土交通省が定める指定部品ですが、車検に関しては軽自動車検査協会の見解に違いがあるため、お近くの軽自動車検査協会にお問い合わせください。

【素材】ABS樹脂

【構成】フロント2pcs(フェンダー部/バンパー部)

リア2pcs(フェンダー部/ドア部)

左右合計8pcsの部品構成となります。

【取付】付属の両面テープにて貼付け

【タイプ】・黒ソリッド仕上げ(塗装前提の方向け)

・黒シボ仕上げ(塗装しない方向け)

※当社ではボディ同色等のタイプは用意していません。

※シボ仕上げとは軽トラックの純正などに採用される樹脂バンパーのような細かい凹凸のある仕上げの商品です。

※指定部品とは国土交通省が“使用過程における自動車について、軽微な変更となる自動車部品の取付について”一定の寸法及び取付方法であれば諸手続きが不要と指定された部品のことで当社フェンダーエクステンションは指定部品に該当しています。

国交省 指定部品



検索

←こちらで上記サイトがトップに表示されます  
※2016年9月16日現在・検索エンジン：google

品名	車名	型式	素材	仕上げ	品番	定価(税別)
フェンダーエクステンション	アルトワークス	HA36S	ABS	黒ソリッド	60L-O43A	¥39,800
			ABS	黒シボ	60L-O43S	¥39,800
	アルトターボRS	HA36S	ABS	黒ソリッド	60L-O43A	¥39,800
			ABS	黒シボ	60L-O43S	¥39,800

cd:008080-01/90

# フェンダーエクステンション

SUZUKI アルトワークス [HA36S]  
SUZUKI アルトターボRS [HA36S]

# FAQ



## アルトHA36用フェンダーエクステンション よくあるお問い合わせ

Q1. 軽自動車の規格である全幅1,480mmを超えますが継続車検は問題ありませんか？

A1. 問題ありません。

国土交通省が平成7年11月22日より使用過程における自動車について、軽微な変更となる自動車部品の取り付けについては、構造等変更に係わる諸手続きの簡素化を実施しているためです。

Q2. 一般公道を走っていて取り締まりの対象になることはありませんか？

A2. 取り締まりの対象にはなりません。

フェンダーエクステンションそのものが取り締まりの対象になることはありませんが、一般公道を走行する場合は道路運送車両法の保安基準に適合している必要があります。エンジンやタイヤ・ホイール、サスペンションなどの変更により保安基準に合致していない場合はこの限りではありません。

Q3. 継続車検も問題なく取り締まりの対象にならないホイールとタイヤのサイズを教えてください。

A3. 同サイズでもトレッド幅やサイドウォール部の形状がタイヤメーカー、銘柄によって差があります。また、車体にも個体差がある上、車高とタイヤサイズの組み合わせで純正のフェンダーと干渉する場合も考えられます。申しわけありませんが明確なサイズをお答えすることは出来ません。

Q4. 中古で購入した車両にフェンダーエクステンションを取付けて登録する場合はどうなりますか？

A4. この場合は継続車検とは違い全幅等の車両の計測を行う関係で軽自動車として登録することは出来ません。軽自動車として登録する場合は、フェンダーエクステンションを取付けずに登録する必要があります。登録後フェンダーエクステンションを取付けることで問題なくご使用いただけます。

Q5. ロールバーを装着したため乗車定員を変更して継続車検を受けます。どうしたらいいですか？

A5. この場合は構造変更となるためQ4同様全幅等の車両の計測があります。軽自動車登録のまま乗車定員の変更を行うには一端フェンダーエクステンションを取り外していただく必要があります。